

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： モーリタニア国水産訓練センター整備計画準備調査
(QCBS)

調達管理番号： 20a00782

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書(案)

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ(PDF)」にて提出期限までに提出してください。
見積額については、別途指定した締切日時までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月25日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年11月25日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モーリタニア国水産訓練センター整備計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください¹。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2022年2月

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年12月16日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（4）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2020年12月25日 12時

（2）提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（消費税は除きます。）を、電子入札システムで指定した締切日時（入札期限）までに電子入札システムにより送信してください。

※電子入札システムへの見積額入力期間は 2021 年 1 月 28 日（木）9 時 00 分～2021 年 2 月 1 日（月）17 時 00 分とします。

イ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して 得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）、別見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト (<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。

・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方等による提出を認める場合があります。（移行期の暫定的な対応）

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第 2 章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第 1 位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ(PDF)にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年2月2日(火) 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

※電子データ(PDF)で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためて連絡します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年2月16日(火)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点(該当する場合)

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定にかかる「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためて連絡します。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただきます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. 資金協力本体事業への推薦及び排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施す

る交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

13. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務
実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 事業の背景

モーリタニア国は、大西洋の好漁場を持ち、輸出額全体の22.1%を占める水産業が国家経済の柱となっている。世界的な浮魚需要の高まりを受け、2000年以降、モーリタニア国の漁獲量は増加傾向にあり、現在アフリカ大陸第3位となっている。輸出量及び輸出額についても、アフリカ大陸第2位を誇っている。

しかし、モーリタニア国の水産業は、セネガル国をはじめとする周辺国の漁船や移民労働者によって支えられており、隣国セネガル国では、漁獲量約50万トンに対し、約60万人が水産業に従事している一方、モーリタニア国の水産業従事者数は、漁獲量約80万トンに対し約5.5万人に止まっている。そのため、モーリタニア国では、自国の水産業従事者の育成が課題となっている。

係る状況を踏まえ、モーリタニア国政府は、自国民による水産業の持続的な発展と、断続的に続く旱魃によって内陸部から都市沿岸部に流入してくる労働人口の吸収を目的とし、国家開発計画「成長の加速化と繁栄の共有（SCAPP）2016～2030」において、モーリタニア国出身の水産業従事者を2030年までに20万人まで増加させるという目標を掲げている。

全国7か所の施設から構成される水産訓練センター（Centre de Qualification et de Formation aux Métiers de la Pêche、以下「CQFMP」という）は、漁業・海洋経済省及び中等教育・職業技術訓練省と連携して、主に沿岸漁業で必要とされる技術訓練全般を行うモーリタニア国唯一の公共機関である。このうち、ヌアクシヨット本部は、漁業未経験者を対象としたまき網漁業の訓練、民間水産加工場で就労するための水産物選別及び水産物加工の訓練などを年間約300人に行い、自国民の水産業従事者育成に取り組んでいる中核的な機関である。しかし、同センターは、訓練施設のキャパシティ不足や老朽化、宿泊施設の不備などの問題を抱えており、モーリタニア国政府が目指している訓練受入れ数の増加及び訓練希望者のニーズに応えることができていない。上記の問題を解決するため、モーリタニア国政府は、CQFMPヌアクシヨット本部の建直し・拡張及び機材整備を通じて、モーリタニア国出身の水産業従事者を増やすことを目的とした「水産訓練センター整備計画」（以下、「本事業」という）を計画し、我が国に無償資金協力を要請してきた。

本業務は、モーリタニア国の要請内容の無償資金協力としての必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、CQFMP 又アクション本部の建て直し・拡張及び機材の整備を通じて、モーリタニア国の水産訓練実施体制・能力の強化を図り、もって同国出身水産業従事者の増加に寄与するもの。

(2) 事業内容（詳細は別紙1）

- ① 施設：本部・訓練棟、水産加工実習棟、宿泊棟等
- ② 機材：チェストフリーザー、高圧洗浄機、その他実習用機材
- ③ コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施設施工・調達監理等

(3) 対象地域（サイト）

ヌアクション市（詳細は別紙2）

(4) 受益者

直接受益者：CQFMP 関係者

間接受益者：モーリタニア国水産業関係者（漁民約 5.5 万人）

(5) 関係官庁・機関

主管官庁：漁業・海洋経済省

関係機関：CQFMP

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業効果及び技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、モーリタニア国政府から要請のあった「水産訓練センター整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がモーリタニア国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法及び調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検

討の上、プロポーザルに記載すること²。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（以下「第1次現地調査」という）、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（以下「概略設計協議」という）、の2回の渡航を予定している。また、それぞれの調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。特に以下の2つの段階においては、当機構が開催する会議に参加し、計画内容について必ず当機構の確認を得る。

1) 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取り纏め、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 設計・積算方針決定時

第1次現地調査及び国内解析作業の結果を踏まえて、事業として計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を協議・決定する。

3) 概略設計協議派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) モーリタニア国の水産セクター支援との整合性

我が国の対モーリタニア国別援助方針（2017年9月）では、「水産業への包括的支援」を重点分野とし、2019年から2020年にかけては、CQFMP 又アクシヨット本部に個別専門家「漁村コミュニティ開発」を派遣し、当該センターのカリキュラムや訓練内容の改善に取り組んできた。また、漁業・海洋経済省への個別専門家「水産行政アドバイザー」の派遣を今後予定しており、同専門家を通じて引き続きCQFMPを支援していく予定である。

相乗的な開発効果の発現を推進するためには、これまでの支援の成果と整合性を図りつつ、CQFMP 又アクシヨット本部が同国出身の水産業従事者育成に関わる中核的な機関として機能するよう、本事業を計画・実施することが望ましい。

(5) 類似案件からのフィードバックの活用

類似案件の事後評価等では、機材操作に関するラベルが日本語あるいは英語のみの標記で、マニュアルも現地語のものがなかったため、講師の機材操作に関する技術・技能

² なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

が不足するという事態が発生した事例が報告されている。本事業でも機材整備を行うため、現地語でのユーザーマニュアルの作成等も支援することとする。

また、対象地域の機材や建設業者の調達条件並びに自然条件が設計・施工・調達に影響を与える問題点を整理した上で、これらの条件・環境にあった設計・資材の利用や機材の調達を検討する。精密機器や高度な技能を必要とする訓練機材を整備する際には、本事業のソフトコンポーネントによる維持管理体制構築支援を検討すると共に、機器の保守点検・修理体制及び第三国調達も含めて消耗品・スペアパーツ等の調達手段を確認し、事業終了後も維持管理できるよう留意する³。

（６）無償資金協力の対象範囲

CQFMP は、モーリタニア国内に 7 カ所の拠点（本部：ヌアクショット、支部：ヌアディブ、ベラワク、PK28、PK93、PK144、フォームグレイタ）を有している。現時点では、CQFMP ヌアクショット本部が訓練施設のキャパシティ不足や老朽化、宿泊施設の不備などの問題を抱えているとの情報に基づき、同本部のみを無償資金協力事業の対象として想定している。一方で、CQFMP は、ベラワク支部を基礎訓練センター、南部の支部（PK28、PK93、PK144）を現場訓練（OJT）の場として位置づけており、本部で実施される訓練コースの中には、これら複数の施設にまたがって実施されているコースも存在する。そこで、CQFMP 本部の施設及び機材を主たる対象とすることを原則としつつ、CQFMP で実施されている全ての訓練コース及び、今後計画されている訓練コースの内容や使用する訓練施設・機材及びその現状を確認した上で、同国における訓練ニーズをもとに優先度の高い訓練コースを明らかにする。その上で、優先度の高いコースを実施するためには、ヌアクショット本部以外の施設や機材の整備が必要かを判断する。但し、同国南部の PK28、PK93、PK144 の 3 か所については、現場訓練（OJT）が主目的であること、内陸部のフォームグレイタは内水面養殖の訓練を対象とし他のコースとは独立していること、さらにこれら 4 施設は現地への渡航が安全管理上困難であること、以上の理由から、ニーズの有無にかかわらず本事業の対象とはしない。

（７）本事業における規模設定

現在、CQFMP 側から事前に得られている情報から、ヌアクショット本部では将来的に年間 900 名（約 180 名/サイクル×5 サイクル/年）の訓練生の受入を想定している。しかし、本事業で対象とする施設及び機材の規模の設定にあたっては、CQFMP の運営計画や同国の国家開発計画における水産業従事者の到達目標（20 万人）をベースとしつつ、改めて同国における水産業従事者数や外国人の割合、潜在的な訓練対象者数（現在の都市部での若年失業者やその増加傾向など）などから、中期的な人材育成の目標を検討し、同目標を達成するために必要な訓練規模を設定する。

また、訓練内容やレベルの面でも同様に CQFMP の計画をベースにしつつ、現在、水産業を主に担っている外国人労働者からモーリタニア人への代替可能性も含め、同国の水

³ 調査の初期段階において、類似案件における無償資金協力事業の実施段階及び完成後の施設・機材の運営維持管理状況、成果の発現状況を分析し、教訓を抽出の上で、本事業に教訓を反映させる。プロポーザルにおいて、教訓の抽出並びに反映方法を提示すること。

産業を今後支えていく水産業従事者に求められる技能の内容及びレベル、CQFMP の訓練実施能力、同国水産業の現状及び将来的な見通し等から現実的な就業の可能性も分析した上で、本事業により実施可能となる現実的な訓練コースの内容及びレベルの設定を行う。

(8) 安全対策

本事業サイトについては、外務省海外安全情報がレベル2の地域に該当するため、事業関係者の治安面の安全を確保するための事業サイト等の安全対策を十分検討する。計画内容の策定にあたっては、当機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、本事業において必要と考えられる安全対策を検討し提案するとともに、調査の過程においては随時十分当機構と協議すること。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する⁴。

<国内事前準備>

(1) インセプションレポートの作成等

- 1) 既存の専門家の報告書等の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。
- 2) 国内で入手可能な資料、統計データ等から、モーリタニア国の国家開発計画、水産セクターに関する開発計画、水産セクターに関する現状や概要、他ドナーの援助動向、本計画に関連する社会経済状況を把握する。具体的には、同国の国家開発計画「成長の加速化と繁栄の共有（SCAPP）2016～2030」やその他関連政策及び計画を把握し、モーリタニア国の水産セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて確認する。
- 3) これまでモーリタニア国において水産セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、同国において当該分野で無償資金協力を実施するに当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- 4) 事前に得られている CQFMP の要望や専門家等による協議結果の内容等を詳細に分析した上で、設計・施工・調達を行う上で想定される問題点をすべて抽出し、現地調査において必要となる調査項目及びモーリタニア国側への確認項目について検討する⁵。
- 5) 事業成果測定に必要な指標を整理し、その調査方法を検討する⁶。
- 6) 上記1)～5)を踏まえた上で調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

⁴ 現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

⁵ なお、現時点で想定される調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。

⁶ なお、考えられる定量的な成果指標及びその調査方法についてはプロポーザルで提案すること。

- 7) 上記1)～6)の作業を踏まえ、当機構とも相談の上、インセプションレポート、質問表を作成する。質問票は、JICA セネガル事務所を通じて事前配布を行う。

<現地調査>

(2) インセプションレポートの説明、協議

当機構が派遣する調査団員（総括、計画管理）と協力し、インセプションレポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景、目的、内容等の確認

- 1) モーリタニア国の国家開発計画、水産開発計画等を調査し、上位計画における本事業の位置付けを確認する。
- 2) 水産セクターの基本統計、データ、資料等を収集し、当該セクターの現状（水産物取扱量、輸出入量・輸出入先、水産業従業者数（モーリタニア国籍／外国籍別）、漁船数及び操業形態、水産物流通状況、CQFMP における訓練状況、同センター修了生の進路等）を把握する。
- 3) 相手国政府関係者の協議を通じて、本事業の政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請内容、施設・機材整備の優先順位、モーリタニア国側の実施体制（組織・予算等）を確認する。また、CQFMP 整備後の活用計画や運営計画（組織・要員、収支予測等）等を確認し、本事業の妥当性を検証する。さらに、過去の無償資金協力によって整備された国立水産海技学校の機能や運営状況を確認し、類似施設である CQFMP の役割及び位置付けを改めて整理する。
- 4) 主要な他ドナーの水産分野における援助動向（事業計画、実施状況等）を把握し、計画の参考とする。また、対象地域や協力内容等を確認し、本事業との重複が無い事を確認する。

(4) サイト状況調査

- 1) 事業サイトを踏査し、工事用地を含む敷地内の詳細な土地利用状況及び土地、施設の所有権（過去の土地利用に関する問題の有無等）、施設及び機材の使用状況や稼働・老朽化の状況、モーリタニア国側が想定する施設再建・配置計画やその規模について確認する。
- 2) 現 CQFMP の敷地内のうち新建物建設予定区画にある既存の施設・構造物の撤去（基礎部分も含む）及び整地に関するモーリタニア国側の計画（予算、時期、スケジュール等。工事中も敷地内で訓練を継続する場合は、同訓練計画も反映した撤去計画）及び費用負担の可否を確認する。また、撤去にあたって住民等の移転の有無も確認する。
- 3) モーリタニア国側が想定している再建後の施設の規模や配置計画等について精査し、併せて現地の建築関連法令等も確認した上で、施工や工事の可否を検討する。なお、検討にあたっては、工事ヤードなどの確保についても視野に入れる。
- 4) 事業サイトにおける電力、上水道、排水系統、通信等の基礎インフラの整備状況・

整備計画を確認する。

- 5) CQFMP ヌアディブ支部及びベラワク支部の施設・機材の使用状況や稼働・老朽化の状況、モーリタニア国側が想定する施設改修・配置計画やその規模についても確認する。また、国立水産海技学校の施設・機材の使用状況や稼働・老朽化の状況についても調査し、本事業の実施にあたっての教訓・留意事項等を抽出する。

(5) 環境社会配慮に係る調査

本事業の環境カテゴリーは現時点で「C」としているが、本事業による建築工事や撤去工事によって想定される周辺環境への影響を調査し、何らかの影響が考えられる場合には、その対策を検討することとする。特に既存の構造物にアスベストが使用されている場合には、その撤去にあたって必要となる対策や基準について調査し、同対策を適切に実施するようモーリタニア国側に申し入れる。また、モーリタニア国国内法で求められている開発事業の許認可や承認プロセスを再確認し、CQFMP がモーリタニア国環境省に提出する必要がある書類や承認等の有無を明確にする。

(6) 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、別紙3に示す自然条件（地形・地質／地盤・気象等）について調査を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

(7) 無償資金協力実施の必要性・妥当性及び適切な協力範囲の検討

上記(1)～(6)の結果を踏まえ、必要と見込まれる訓練コースや訓練科目、各コースの訓練生の人数を算出し、本事業で再建する施設及び更新・追加する機材の運用計画、訓練機関としての能力、効率的な訓練の実施等を十分検討し、適正な施設の規模・機材の仕様・数量を明らかにする。その上で、モーリタニア国側が要望している施設の建て替え及び機材の更新・追加導入の必要性、技術的・経済的妥当性、緊急性及び優先順位及び新施設の建設予定地における設計・施工の可能性を検証し、モーリタニア国側の実施体制・実行能力や環境への影響も踏まえ、適切な協力範囲、規模・数量及び内容等について検討し、必要に応じて絞込みや代替案の検討を行う。

(8) 施設計画調査

- 1) 詳細な施設配置・規模、仕様（構造、設備）を検討する。検討にあたっては施設利用者の意向を確認し、耐久性に留意するとともに維持管理にかかる技術的・予算的負担の軽減を考慮し、実施機関による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。

- 2) 施設配置は、ヒト・モノ双方の一連の導線に配慮するとともに、防犯対策についても考慮することとする。施設利用者の利便性に極力差が生じないように計画する。
- 3) 施設や機材の維持管理に大きな影響を及ぼす可能性のある防水や漏水、塩害等について調査を行い、これらを考慮した施設の設計とすること。また、資機材の維持管理費の算出にあたってはこれらの対策を含めて行い、計画内容の妥当性を検討すること。⁷
- 4) 設計にあたっては、使用する建築基準を明確にした上で、現地仕様も勘案し、必要最低限の内容とする。なお、フランス基準を採用する場合は、第三者評価機関による検査の義務及び建築物の10年保証保険への加入義務が規定されている可能性があるため、関連制度を確認し、必要に応じて設計の認可取得や認証機関との調整、申請手続きの支援等を行うこととする。また、詳細設計、施工段階でのコンサルタント、業者による必要な対応を整理し、計画に反映する。

(9) 機材計画調査

- 1) 更新及び追加導入を行う機材の規模・仕様・数量を検討する。
- 2) 機材の選定には、実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア及びサポート体制、試薬、スペアパーツの入手性等）を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材については、その妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- 3) まだ当面の使用が可能であるが重複して要請されている機材については、訓練コースごとの訓練内容、訓練生や講師の人数、訓練計画、使用頻度、優先度等を調査し、本計画の協力対象事業範囲を検討する。
- 4) 消耗品および損耗が激しいと予想される機材については、予算および維持管理体制について精査し、実施機関が整備、修理、部品交換を行うことが可能な機材についてのみ協力対象とする。
- 5) 第三国にて調達する必要のある機材の有無を調査する。

(10) 施工計画調査

- 1) 関連法規、規制、電気・水の供給状況、自然条件等を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- 2) 工事中の訓練実施計画を確認し、他の代替施設が確保される場合には、同施設の情報収集し、訓練遂行の可否について確認する。一方、現在の訓練施設内で訓練が継続される場合には、訓練の実施が工事の進捗に影響を与えないよう、また、工事が訓練の実施に与える影響（騒音、揺れ等）が極力最小化されるよう配慮を行う。
- 3) 現地の治安状況を確認し、治安面での安全に配慮した施工計画を検討する。
- 4) 施工時の安全対策にあたっては、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、

⁷ 上記の防水、漏水対策、塩害対策等について、準備調査段階及び施工監理段階での対応方針をプロポーザルに記載すること。

「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、モーリタニア国での最近の既往調査報告書等や JICA セネガル事務所からモーリタニア国での安全対策に係る情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。施工計画の策定に際して、工事中の安全の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したモーリタニア国の工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりモーリタニア国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてモーリタニア国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA セネガル事務所と協議し、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には同事務所に報告を行う。

(11) 援助動向調査

European Union Emergency Trust Fund for Africa、ドイツ、スペインが共同出資し、ドイツ(GIZ)、スペイン(ACEID)、国際労働機関(IOL)が実施機関となっている Promo Pêche 事業(2018~2022年)では、全国に7つある CQFMP の訓練カリキュラムの改善、訓練生の募集、訓練実施に係る費用負担、講師の能力強化等を支援している。この事業内容、本事業との重複の有無、また相乗効果等について確認する。

また、その他のドナーに対しても、CQFMP に関わる実施中の事業や事業構想があるかを確認し、本事業との整合性や連携の可能性、役割分担、教訓の反映等について整理する。

(12) 調達事情調査

- 1) 資機材・消耗品等の現地調達のほか、他国(日本又は第三国)での調達を含めた調達先、信頼できる輸送手段、輸送ルート、価格(輸送費及び輸入経路を含む)、アフターサービスの体制等について調査する。必要に応じ、第三国での調査も検討する。
- 2) 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。
- 3) モーリタニア国内における建設事情、建設資材・関連機材の調達事情及びスペアパーツの流通事情を確認する。
- 4) 特に無償で調達する機材については、上記を踏まえ、消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。特にヌアクショット検査所のケースでは、無償資金協力事業によって整備された日本製機器の消耗品やスペアパーツの調達に係る問題点が指摘されていることから、欧州等からの第三国調達も視野に入れて検討するとともに、初期対応に必要な消耗品及びスペアパーツを無償資金協力の協力対象事業に含めることも

検討し、その納入ルートや決済条件・通貨、ミニマムオーダーを含めてメーカーに確認すること。

(13) 運営維持管理計画調査

- 1) 既存 CQFMP の運営維持管理状況を確認する。運営維持管理体制、財務状況に加え既存施設の定期点検など保守・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 2) 本業務では関係機関の現行の運営維持管理能力、計画されている運営維持管理体制で整備後の施設や更新・追加された機材の運営維持管理が可能か分析すること。また、新しい運営維持管理体制構築の実施スケジュール、遅延のボトルネックとなりえる要素(手続き・協議等)についても確認を行い、本事業の実施工程上(特に施設引き渡し時)支障がないか十分確認すること。また、要請機材の整備・維持管理に特殊工具、薬品等が必要な機材が含まれているか、然るべき整備修理サービスを容易に受けられるかを確認し、モーリタニア国内において整備・維持管理が困難な機材や技術的・予算的負担が大きくなる可能性を含む機材、その他持続的活用に懸念がある機材については、協力対象外とすること。
- 3) 施設・機材の運営・維持管理に係る CQFMP 及びその上部機関の海事学校に加え、運営に関わる中等教育・職業技術訓練省及び漁業・海洋経済省、水産訓練セクターに訓練を委託する国立技術職業訓練振興機関など関係組織の所掌、権限、人員、予算の変遷、維持管理に係る技術的能力、財務状況を調査するとともに、事業を実施する場合の各機関の役割を明確にする。
- 4) 要請書に記載された事業完了後の管理運営体制を基に、類似案件の教訓も踏まえてモーリタニア国側と実施体制について再度検討し、その妥当性や体制設立の手続き、スケジュール、予算措置等を確認する。
- 5) 既存 CQFMP の運営維持管理の現状及び整備後の運営維持管理計画を基に、本事業実施のための要員の配置に係る経費や施設・機材の保守・修理に要する経費など、整備後の CQFMP の運営に必要な費用を分析し、実施機関で手当てすべき予算額を検討する。その際、本事業の実施により発生する追加の person 費、光熱水費、日常的な維持管理費に加え、中長期的な施設・機材更新のために必要な積立額なども勘案の上、訓練センターの適正な運営が可能となる予算額を算定する。また、可能性があれば、訓練コースによっては訓練生又は就業先からの訓練料の設定を検討し、健全な収支計画案を策定する。加えて、国際労働機関や国際移住機関などのマルチドナーや、二国間ドナー及び民間セクター等から提供される財務支援や訓練費用の金額も調査し、収支計画案に反映させること。
- 6) 上記を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(14) 税金情報の情報収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得

に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

なお、これら免税情報はすでに免税情報シートとして取りまとめられているため、調査開始時点でJICAセネガル事務所と協議し、JICAセネガル事務所が有する情報を入手した上で必要な情報アップデートを行う。同アップデート情報はJICAセネガル事務所にて蓄積していくことが望ましいため、設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICAセネガル事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

（15）ソフトコンポーネント計画の策定

モーリタニア国側と協議の上、既存訓練活動の現状を踏まえつつ、本整備計画に関連するソフトコンポーネントの必要性を検討する。必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン 第3版（2010年10月）」を参照のこと。

（16）ジェンダー配慮およびバリアフリー

本業務では、ジェンダーの視点も配慮する。具体的には、訓練ニーズや訓練内容の検討、事業による裨益効果を検討する際には、男女別に確認できるように男女別に情報を収集する。また、CQFMPの利用者及び関係者に対してヒアリング等を行う際は、男女双方から偏りの無いように意見を聞き、正確に現状を把握した上で施設設計（宿泊棟やトイレの設計仕様等）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。また、車椅子利用者や高齢者等が利用しやすいバリアフリー対策等についても配慮する。

（17）整備期間中の訓練施設機能の確保

既存のCQFMPヌアクシヨット本部は、水産業従事者育成に取り組む中核的な機関であることから、施設整備中の訓練施設機能を確保するための方策（運営方法、必要な仮施設の整備計画等）及びその妥当性について確認する。

（18）治安に関する安全対策

本事業サイトについては、外務省海外安全情報がレベル2の地域に該当するため、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防衛、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について、機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は、概算事業費の

積算に反映させる必要があるため、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては、随時十分当機構と協議すること。また、先方政府負担事項については、同内容につき先方政府に説明し合意に向け支援を行う。

(19) 相手国側負担事項（免税手続き等）の確認

相手国負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、工事用フェンス等の設置、施設整備中の訓練機能の維持に必要な仮施設の確保、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計(DD)時にさらに精査・更新されていくものである。

(20) 現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- 3) ミニツツ案（仏文・英文）の作成に協力する。
- 4) 施工時の安全対策に関する情報を取りまとめ、JICA セネガル事務所に報告を行う。

<国内解析>

(21) 現地調査結果の報告

- 1) 「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）を参照し、現地調査結果概要（和文）を作成する。
- 2) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

(22) 事業内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 設計方針

関係機関と協議をした結果のほか、現地調査で明らかにした自然環境条件、現地の建設・調達事情、実施機関の予算や体制から推測する完工後の運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理する。また、気候風土、自然環境・景観、社会慣習に十分配慮した材質や施設設計、配置計画を行うこと。

2) 基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。ま

た、本計画施設の建設及び資機材の調達方法に関しては、施工及び維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

- 3) 概略設計図
- 4) 施工計画/調達計画
 - ・ 施工方針/調達方針
 - ・ 施工上/調達上の留意事項
 - ・ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）
 - ・ 施工監理計画/調達監理計画
 - ・ 品質管理計画
 - ・ 資機材等調達計画
 - ・ 初期操作指導/運用指導等計画
 - ・ ソフトコンポーネント計画
 - ・ 実施工程

（23）事業及び協力対象事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものとなるよう留意する。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編（建築分野）・機材編（2019年10月版）を参照する。

2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、当機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じて以下のリスク情報を収集・分析し、これを当機構に提供する。予備費が必要であると当機構が判断した場合、当機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ・ 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ・ 工事量変動にかかるリスク
- ・ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- ・ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ・ 治安状況にかかるリスク

（24）協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理

する。

(25) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたって懸案される事項、積み残し事項等をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(26) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(27) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、モーリタニア国出身の水産業従事者数等を想定している。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/grant_aid.html

(28) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について当機構と協議する。

<概略設計協議>

(29) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をモーリタニア国側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、モーリタニア国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

<国内整理>

(30) 準備調査報告書等の作成

モーリタニア国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成・提出する

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書

- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) Project Monitoring Report の初版
免税情報シート（更新版）

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|------------------------------------|---------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプションレポート | : 和文 5 部、仏文 10 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 5 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文 5 部、仏文 10 部 |
| (5) 概要資料（案） | : 和文 2 部 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (7) 機材仕様書 | : 和文 2 部、仏文 2 部 |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚 |
| （※完成予想図を含む） | : 仏文（製本版）18 部及び CD-R 3 枚 |
| | : 和文（先行公開版）3 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| (10) Project Monitoring Report の初版 | : 仏文 3 部及び電子データ |
| (11) 免税情報シート（更新版） | : 和文 1 部、仏文 1 部 |
| (12) 案件別安全対策検討シート（案） | : 和文 1 部、仏文 1 部 |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (2) インセプションレポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に仏文を作成し、当機構に提出する。

注 3) (6) 概略事業費（無償）積算内訳書については、協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）及び補完編・機材編を、その他については無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注 4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注 5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注 6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 7) (12) 案件別安全対策検討シート（案）については、当機構に設計・積算方針会議時に提出する。

注 8) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保

すること。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

1. 業務工程計画（案）

2021年3月上旬より国内事前準備を開始し、2021年3月中旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2021年11月中旬に概略設計協議を行う。帰国後、国内整理を行い、2021年12月上旬に概要資料、2022年2月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	時期	2021												2022			
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(概略設計調査)																	
事前準備		□															
現地調査(OD)			■	■													
国内解析					■												
概略設計 ドラフト説明 (DOD)											■						
国内整理											□						
概略設計 概要資料提出												▲					
最終報告書提出																▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

- (1) 業務量の目途：約 21M/M（通訳除く）
- (2) 業務従事者の構成（案）
 - 1) 業務主任者／建築計画（2号）
 - 2) 訓練・施設運営計画／人材育成計画（3号）
 - 3) 建築設計／自然条件調査（3号）
 - 4) 機材・調達計画／積算
 - 5) 設備計画
 - 6) 施工計画／積算
 - 7) 環境社会配慮／ジェンダー配慮

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費

を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本業務には通訳（仏語）を配置することも可とする。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参团する通訳団員は1名を上限とするが、現地での通訳雇上も必要に応じ認める。雇上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 配布資料

関連資料として、以下の事業に係る報告書、関連情報が当機構の図書館及び当機構ウェブサイトにて閲覧可能です。

- ・ モーリタニア・イスラム共和国 アクショット水産物衛生管理施設整備計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000163116.html>
- ・ モーリタニア国アクショット水産物衛生管理施設整備計画事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0411300_4_f.pdf
- ・ モーリタニア国アディブ漁港拡張計画準備調査調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009823.html>
- ・ モーリタニア・イスラム共和国 国立水産海技学校拡充計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004245.html>

また、以下の資料については、当機構経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL：03-5226-8443）にて配布します。

- ・ モーリタニア国水産教育訓練改善（個別専門家）専門家業務完了報告書
- ・ 安全対策ガイダンス

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約15日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本事業の目的、協力範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 概略設計協議

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託等

自然条件調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサ

ルタント等に再委託して実施することができる。現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性及び調査結果の質の確保に十分留意すること。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地にて適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、自然条件調査に要する経費については、別見積とする。

6. その他の留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国一般事業無償として実施される場合、当機構は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2017年6月版）の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。

（2）業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（4）業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

（5）安全管理

現地業務に先立ち「JICA 安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。また、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、渡航計画を当機構に提出するとともに、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所、在モーリタニア国日本大使館などにおいて十分な情報収集

を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

特に事業対象地域であるヌアクシヨット市については、外務省海外安全情報では「レベル2」（不要不急の渡航見合わせ）となっており、当機構の安全対策措置にて業務渡航はモーリタニア国を兼轄する JICA セネガル事務所により渡航可否を判断している。については、当機構の安全対策措置及び行動規範をできるだけ踏まえて行動するとともに、上述「たびレジ」への登録を徹底し、JICA セネガル事務所の緊急連絡網への登録も行う。

（6）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別紙1：モーリタニア国 CQFMP 側の施設・機材に関する要望内容

別紙2：事業サイト位置図

別紙3：自然条件調査仕様書（案）

モーリタニア国 CQFMP 側の施設・機材に関する要望内容

(※当機構が独自に収集した情報及び水産庁が実施した「令和元年度水産物の持続的利用推進強化支援事業 水産訓練施設改善計画案件発掘調査」でのヒアリング結果をもとに作成。)

以下に示す訓練計画の内容、施設及び機材の内容は、あくまで先方の要望であり、協力準備調査の中で改めて妥当性や必要性を確認した上で事業計画や施設計画、機材計画を策定する。但し、プロポーザルの作成にあたっては、以下の内容から想定される施設の規模及び機材の数量をもとに業務量の算定や見積りの作成を行うこと。また、以下の内容に関わらず、訓練計画の内容や対象人数から望ましい施設や機材の内容について提案がある場合には、プロポーザルに記載すること。

■ヌアクショット本部の敷地面積：4,000 m²

■ヌアクショット本部における訓練計画の内容及び対象人数（無償資金協力事業の実施後の計画）

コース内容	期間	訓練生の人数	年間コース数
①まき網漁業訓練	3ヶ月	100名	5コース
②船外機修理（新規）	3ヶ月	20名	5コース
③船大工	3ヶ月	20名	5コース
④水産物加工（女性のみ）	2ヵ月	20名	5コース
⑤水産物選別・流通	2ヵ月	20名	5コース
⑥漁民の再教育	必要に応じ	若干名	随時実施
合計6コース		180名+若干名	25コース+随時開催

※あくまで CQFMP からヒアリングした結果であり、協力準備調査の中で改めて確認を行う。

《訓練サイクル》

- ・ ①～③のコースは、最初の1か月はベラワク訓練所で基礎訓練を実施し、その後、ヌアクショット本部に移動し2か月の訓練を実施する。④及び⑤のコースは2か月間、ヌアクショット本部のみで実施される。
- ・ 1年間の実施スケジュール：①～③の3コースは1月からベラワク訓練所で開始される。2月からヌアクショット本部において①～⑤の5コースが同時平行で2か月間実施される。

- ・ヌアクシヨット本部では、この5コース同時に実際される2カ月間を1サイクルとし、5サイクル（2月～11月、計10カ月）実施される。コース開始前の1か月間は訓練生の選考に当てられ、12月は1月からのコースの選考に当てられ、コースの実施はない。
- ・従って、ヌアクシヨット本部では、2月～11月の10カ月間は、常時180名の訓練生が訓練を受けることになる。

■モーリタニア国側の要望内容

【ヌアクシヨット本部の施設】

1. 本部・訓練棟（本部棟含む）

- 講義室（50人規模×2室）
- 講義室（20人規模×1室）
（ワークショップ）
- 船外機実習室
- ロープワーク実習室
- 漁網製作実習室
- 漁具製作実習室
（その他）
- コンピュータ室
- 教員室 4室（男性30名、女性10名）

（管理部門）

- 役員室等 6室（理事長、副理事長、訓練所長、副所長、訓練長、技師長）
 - 秘書室、待合室（応接室）
 - 総務室・広報室・会計室（計15名）
 - 会議室（40名程度） ※先方の要望は50名～80名。
 - 守衛室（防犯カメラモニター付、トイレ、ミニキッチン付） ※先方からは、別途監視室の要望あり。
 - 給湯室 ※先方からは本部職員用のラウンジの要望あり。
 - 書庫 ※先方からは4室の要望あり。
 - 資機材倉庫（訓練資機材用）
 - 漁具倉庫（漁具用）
 - トイレ4カ所（男性2、女性2）
- ※その他、先方からは本部職員用の個室15室の要望あり。

2. 水産加工実習棟

- 研修生更衣室(女性用)
- 漁獲物前処理室

- 前室
- 生鮮加工室
- 加熱加工室
- 燻製加工室

3. 学生寮

- 居室 1室6名×10室
- 調理場及び学生用食堂（80名）
- 礼拝室（50名）
- 自習室（20名）※先方の要望は200名。
- トレーニングルーム（20名）トレーニング機器を配置して、漁業者としての体力強化が目的。

4. 屋外駐車場

- 屋外駐車場 屋根付き
- ※特に台数の指定はないが、来客用、役員用、一般職員及び教員用として10台程度の駐車を想定。

【ヌアクショット本部の訓練用機材】

※要望のある全機材。実際の機材計画の策定にあたって訓練における必要性や使用頻度などを確認の上、最終的に必要な機材を選定する。

1. 零細漁業実習用機材

- 旋網
- ピローグ
- 漁具（漁網・ロープ等）の製作・補修用の資材
- 船外機
- その他

2. 船外機実習関連機材

- 船外機の模型（訓練用に設計・製造されたもの）
- 船外機の修理・整備機材、工具
- その他

3. 加工実習関連機材

- 製氷機
- 冷凍庫（チェストフリーザー）
- 作業テーブル

- 魚箱
- 台秤
- 高圧洗浄機
- その他

4. 分析実験関連機材

- クリーンベンチ
- 磁気加熱攪乱装置
- ガラス製試験器具

5. トレーニング関連機材

- 屋内トレーニング機材

6. 講義用機材

- ホワイトボード
- 視聴覚機材（プロジェクター等）
- パソコン

7. その他訓練用機材

- 館内放送設備

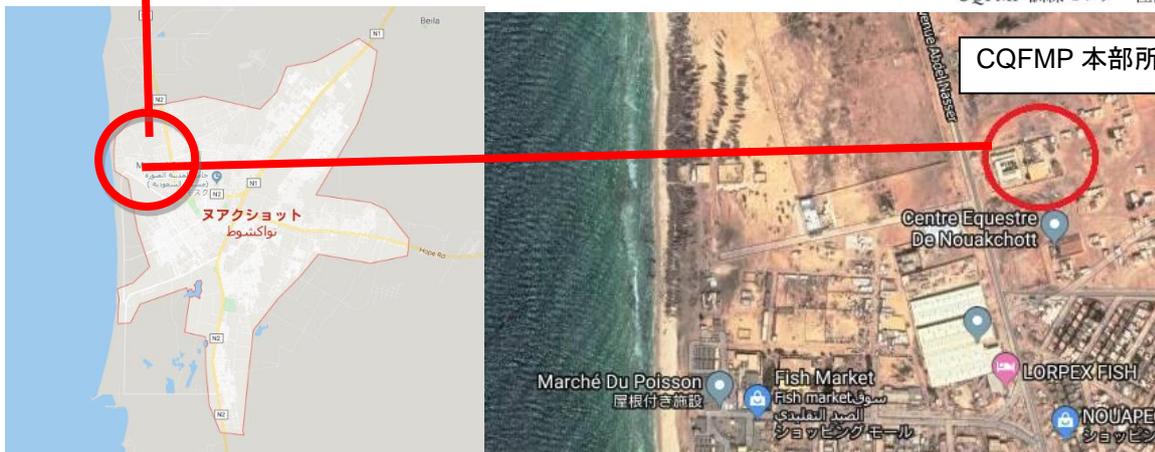
【その他、ベラワク訓練所における施設・機材の要望】

原則として、ヌアクシヨット本部の施設・機材を対象として考えているが、上述のとおりヌアクシヨット本部で実施する訓練コースの一部はベラワク訓練所で基礎訓練を実施するため、それらコースを実施する上でベラワク訓練所の施設、機材に関してニーズがないかを確認する。優先度が高い場合には、事業計画に含め設計・積算の対象とする可能性もある。

- 室内トレーニングルーム、トレーニング機材
- 屋外トレーニングコート 20m×40m
- 水泳訓練用プール 生海水、25m×15m、水深1～3m
- 調理場及び学生用食堂
- トイレ2か所（男性、女性用）
- 高架水槽（海水） 海水井戸、ソーラーシステム含む

以上

別紙 2 : 事業サイト位置図



出典 : Google Map

(別紙3)

モーリタニア国「水産訓練センター整備計画」準備調査
自然条件調査仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、また本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の内容と齟齬がないように留意する。なお、本事業は、既存施設の敷地内での建設工事となるため、地形測量、地質/地盤調査にあたっては、既存施設の図面等を収集・分析し、土壌の状況や地下の支障物の位置等について目途を付けた上で効率的に実施する。

2. 自然条件調査

1) 地形測量

- 調査目的:

施設の平面計画、設計及び施工計画に必要な地形の情報を把握する。

- 調査項目:

平板測量、水準測量、縦断/横断測量

- 調査数量:

敷地全体

- 調査仕様:

平板測量(縮尺 1/500、等高線 0.5m)

水準測量(建屋部分を中心に)

- 成果品:

地形図(平面図、断面図)

2) 地質／地盤調査

- 調査目的：

施設の計画（構造物・施設位置の決定、基礎形状の検討等）、設計及び施工上必要な地盤の状況、地下埋設物の状況を把握する。

- 調査項目：

地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/地質試験、地耐力試験、試掘調査、圧密試験等による地盤の種類、層厚、物理的特性、力学的特性の把握

- 調査数量：

(1) 地表踏査：対象サイト周辺の地形/地質を観察する。

(2) ボーリング：対象サイト周辺で複数本実施する。なお、新施設の建設予定地には既存施設が存在し、必ずしも最適な場所で実施できないことから、あくまで参考ボーリングとし、詳細設計時に既存施設を撤去した後の新施設の建設予定位置で改めて複数本実施することとする。なお、施設の規模・形状に応じて適切な本数を検討することとする。また、全長標準貫入試験を併用し試料を採取するとともに、岩盤又は固い地盤を最低 3m 以上掘り込むこととする。

(3) 試掘調査：ボーリングの補足として、試掘調査により基礎付近の地盤状況を確認する。2m 角、深さ 2m 程度まで掘削し既存施設の建設時の土砂置き換え有無や地盤沈下の原因となる腐敗性物質の有無、地下支障物の設置状況等を確認する。

(4) 地耐力試験：平板載荷試験等約 10 箇所（平面的及び垂直的）

- 調査仕様：

室内試験項目（密度、湿潤率、一軸強度）

- 成果品：

地質図（平面図・断面図）、ボーリング柱状図、室内試験結果、試掘結果、土質サンプル

3) 気象調査

- 調査目的：

気象に係る各種情報を収集し、構造物への影響を推測するとともに、災害発生に係る情報を把握する。

- 調査項目：

天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査等

- 調査数量：

過去 10 年間

- 成果品：

気象情報の分析結果

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：訓練施設建築に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／建築計画
- 訓練・施設運営計画／人材育成計画
- 建築設計・自然条件調査

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築計画）】

- a) 類似業務経験の分野：開発途上国における建築計画に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モーリタニア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 訓練・施設運営計画／人材育成計画】

- a) 類似業務経験の分野：水産分野の訓練及び施設運営計画、人材育成に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モーリタニア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 建築設計／自然条件調査】

- a) 類似業務経験の分野：訓練施設の建築設計に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 1) 2021年3月上旬より業務を開始
- 2) 2021年3月中旬より第1回現地調査を開始
- 3) 2021年5月上旬に設計積算方針会議資料（和文）を提出
- 4) 2021年11月中旬に概略設計協議を実施
- 5) 2021年12月上旬に概要資料（和文）を提出
- 6) 2022年2月上旬までに最終報告書（和文及び仏文）を提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

（全体）約21人月（通訳除く）

（内訳）現地作業：約9人月（現地渡航回数：延べ9回）

国内作業：約12人月

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。但し、安全対策計画団員は他の専門分野と兼務する事は不可とします。

- ① 業務主任者／建築計画（2号）
- ② 訓練・施設運営計画／人材育成計画（3号）
- ③ 建築設計／自然条件調査（3号）
- ④ 機材・調達計画／積算
- ⑤ 設備計画
- ⑥ 施工計画／積算
- ⑦ 環境社会配慮／ジェンダー配慮

（3）現地再委託

自然条件調査については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。当該業務に関する経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等への再委託の際には、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容と共に提案ください。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。

3. 業務従事者の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

（2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材

の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 4) 再委託費のうち、自然条件調査
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
なし
- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。
なし
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）
- (6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
東京（羽田／成田）⇒パリ⇒ヌアクシヨット⇒ダカール⇒パリ⇒東京（羽田／成田）

※現地調査結果の取りまとめに係る報告を行うため、業務主任者は帰路にJICAセネガル事務所を訪問するようにしてください。

(5-7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

関連資料として、以下の事業に係る報告書、関連情報が当機構の図書館及び当機構ウェブサイトにて閲覧可能です。

- ・ モーリタニア・イスラム共和国 又アクショツト水産物衛生管理施設整備計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000163116.html>
- ・ モーリタニア国又アクショツト水産物衛生管理施設整備計画事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0411300_4_f.pdf
- ・ モーリタニア国又アディブ漁港拡張計画準備調査調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009823.html>
- ・ モーリタニア・イスラム共和国 国立水産海技学校拡充計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004245.html>

また、以下の資料については、当機構経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL：03-5226-8443）にて配布します。

- ・ モーリタニア国水産教育訓練改善（個別専門家）専門家業務完了報告書

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
	(30)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者/建築計画	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	14	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	2	1
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	—	(12)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6
(2) 業務従事者の経験・能力：訓練・施設運営計画／人材育成計画	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：建築設計／自然条件調査	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 モーリタニア国水産訓練センター整備計画準備調査
- 2 対象国名 モーリタニア国
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 経済開発部農業・農村第一グループ第二チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。